



今月のニュース

厳しい国保財政

国民健康保険(以下、国保)は、病气やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、被保険者が国民健康保険税(以下、国保税)を出し合い、お互いに助け合う制度です。国民皆保険制度を支える医療保険であり、将来にわたり安定的に運営していく必要があります。

近年、高齢化の進展、医療技術の高度化、生活習慣病の増加などにより、年々医療費が増加しています。国保の医療費は、国保税や国、県からの補助金と市負担金で賄うのが原則ですが、それらだけでは足りず、国保財政には毎年大きな赤字が生じています。

安心して医療が受けられるために

今後ますますなる医療費の増加が見込まれることから、現在の税率のまま据え置いた場合、医療費の抑制や税の収納率の向上を図っても、多額の赤字が増え続け、財政状況は大変厳しい状況になることが

見込まれます。そのため、平成27年度国保の税率などを市議会で審議し、次の通り改定しました。加入者の皆さんには、国保財政の厳しい状況をご理解いただき、協力をお願いいたします。

国民健康保険税の新しい税率など

	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割額	5.2%	5.4%	2.7%	2.7%	1.0%	1.0%
資産割額	35.0%	35.0%	-	-	-	-
均等割額	8,000円	9,000円	4,000円	4,000円	6,000円	7,800円
平等割額	15,500円	15,500円	-	-	-	-
課税限度額	510,000円	510,000円	140,000円	160,000円	120,000円	140,000円

※平成27年度の納税通知書は、7月中旬に発送します。

平成27年度市職員採用試験を実施します

●問い合わせ 人事課(☎574-6636) 消防総務課(☎571-0900)

市では、平成27年度職員採用試験を実施します。(平成28年4月1日採用予定)

【一般職】
【第1回市職員採用試験】
 身体障害者手帳所持者に限り募集します。
申込期間 7月1日(水)～5日(日)
第1次試験 8月2日(日)教育研究所

【第2回市職員採用試験】
申込期間 7月29日(水)～8月2日(日)
第1次試験 9月20日(日)埼玉工業大学

受験案内・申込書
 第1回試験は6月1日(月)～7月5日(日)、第2回試験は6月29日(月)～8月2日(日)の間に市役所本庁舎総合案内、各総合支所市民生活課、キララ上柴で配布するほか、市ホームページから入手できます。

受験案内・申込書の郵便による請求方法 第1回試験は6月19日(金)までに、第2回試験は7月17日(金)までに返信用封筒(120円分の切手を貼ったA4判の用紙を折らずに入

る封筒で、郵便番号・住所・氏名を記入を同封し「受験案内請求」と朱書きし、☎306-8501(住所省略可)・人事課に請求してください。

【消防職】
申込期間 7月29日(水)～8月2日(日)
第1次試験 9月20日(日)消防本部

受験案内・申込書 6月29日(月)～8月2日(日)まで、消防本部、花園消防署、市役所本庁舎総合案内、総合支所市民生活課、キララ上柴で配布するほか、市ホームページから入手できます。

受験案内・申込書の郵便による請求方法 7月17日(金)までに返信用封筒(140円分の切手を貼ったA4判の用紙を折らずに入る封筒で、郵便番号・住所・氏名を記入)を同封し「受験案内請求」と朱書きし、☎306-0029(上敷免858消防総務課)に請求してください。

※今年度は、職員採用説明会は実施しません。

求む!グッドアイデア『市民協働事業提案』

●問い合わせ 協働推進課(☎574-6658)

No.	行政テーマ	担当課
1	ふかや市民大学生生きがい推進事業	生涯学習スポーツ振興課 ☎572-9581
2	ラグビーワールドカップ2019関連事業	自治振興課 ☎574-8597
3	自治会活動振興事業(自治会加入促進)	自治振興課 ☎574-8597
4	市民活動の紹介事業	協働推進課 ☎574-6658
5	ふっかちゃんを活用したPR事業	協働推進課 ☎574-6658

市と一緒に課題を解決したり、市の事業をより良く実施するためのアイデアを募集します。

地域の課題を解決するため市と提案者が相互に力を出し合い事業実施を目指します。

対象 次の要件を全て満たす団体

- ・市内に活動拠点がある
- ・会員が5人以上
- ・運営に関する会則などがあり、適正な会計処理が行われている

募集する提案事業
 平成28年度に実施可能な事業で次の①②に該当するもの

①行政テーマ(左表)についての提案

(詳細は担当課にお問い合わせください)

②自由なテーマについての提案(地域課題や社会的課題について、市と問題意識を共有できる事業)

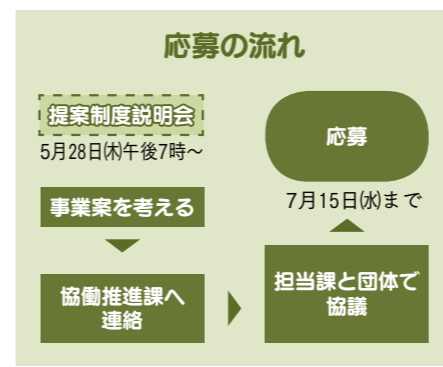
応募方法 6月1日(月)～7月15日(水)までに必要書類を協働推進課へ

※応募前に担当課との事前協議が必要です。まずは、協働推進課へご連絡ください。

※必要書類は問い合わせ先で配布するほか、市ホームページからも入手できます。

説明会を開催
対象 上記対象と同じ

とき 5月28日(木)午後7時～7時30分 深谷公民館大会議室



国民年金からのお知らせ

●問い合わせ 熊谷年金事務所(☎522-5012) 保険年金課(☎574-6641) 岡部市民生活課(☎585-5496) 川本市民生活課(☎583-2783) 花園市民生活課(☎584-1121)

【第1号被保険者の独自給付(付加年金)】
 第1号被保険者・任意加入被保険者が、定額保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

年金額 200円×付加保険料納付月数(老齢基礎年金を「繰り上げ」、「繰り下げ」請求した場合は、老齢基礎年金額と同じ率で減額・増額されます)

※国民年金基金に加入中のかたは利用できません。

【寡婦年金】
 第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が25年以上ある夫が亡くなったときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻に65歳になるまでの間支給されます。

年金額 夫の第1号被保険者期間に基づいて計算された老齢基礎年金額の%
 ※亡くなった夫が、障害基礎年金の受給権者であった場合

や老齢基礎年金を受けたことがある場合、また、妻が老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている場合は支給されません。

【死亡一時金】
 第1号被保険者として保険料を納めた月数(¼納付月数は¼月、半額納付月数は½月、¾納付月数は¾月として計算)が36月以上あるかたが、老齢・障害基礎年金のいずれも受けないまま亡くなったとき、そのかたと生計を同じくしていた遺族(配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹)の中で優先順位の高いかたに支給されます。

死亡一時金額 保険料を納めた月数に応じて12～32万円(付加保険料納付月数が36月以上は8500円が加算)

※遺族が、遺族基礎年金を受けられる場合は支給されません。また、寡婦年金を受けられる場合は、どちらか一方を選択します。

※死亡一時金を受ける権利の時効は、死亡日の翌日から2年です。